



平成 28 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社ハピネット
代表者名 代表取締役社長 榎本 誠一
(コード番号 7552 東証第 1 部)
問合せ先 取締役執行役員経営本部長
柴田 亨
電話番号 03-3847-0410

訴訟の判決に関するお知らせ

平成 23 年より東京地方裁判所に係属中であった当社と株式会社 S R A との訴訟について、平成 28 年 10 月 31 日に同裁判所より下記の内容の判決が言い渡されましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社は、株式会社 S R A を開発委託先とし、平成 17 年より次世代基幹システムの開発に着手してまいりました。しかしながら、次世代基幹システムのメイン機能であります販売システムについては、合意された時期に納品がなされませんでした。

株式会社 S R A は当社に対して、平成 23 年 3 月 31 日付で、業務委託料の未払いを理由として損害賠償請求（請求額 4 億 2,459 万 817 円）を求める訴訟（以下、訴訟①とする）を東京地方裁判所に提起いたしました。

これに対し、当社は株式会社 S R A に対して、平成 23 年 4 月 6 日付で、上記債務不履行を理由として既払業務委託料の返還及び損害賠償（請求額 11 億 5,843 万 7,653 円）を求める訴訟（訴訟②）を東京地方裁判所に提起いたしました。

訴訟①及び訴訟②は、東京地方裁判所にて併合のうえ審理され、平成 28 年 10 月 31 日に判決が言い渡されました。

2. 判決があった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：東京地方裁判所
- (2) 判決日：平成 28 年 10 月 31 日

3. 株式会社 S R A の概況

- (1) 名称：株式会社 S R A
- (2) 所在地：東京都豊島区南池袋二丁目 32 番 8 号
- (3) 代表者：代表取締役社長 石曾根 信

4. 判決の内容

- (1) 訴訟①（原告：株式会社 S R A 被告：当社）
当社は株式会社 S R A に 2,232 万 5,625 円及びこれに対する商事法定利率年 6 % の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟②（原告：当社 被告：株式会社 S R A）
株式会社 S R A は当社に対し、金 7 億 9,032 万 2,500 円及びこれに対する商事法定利率年 6 % の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は 4 分の 3 を株式会社 S R A、4 分の 1 を当社の負担とする。

5. 今後の見通し

上記のとおり、判決は当社の主張を大方認める内容となりました。この判決が当社の業績へ与える影響等につきましては開示すべき事項の確認が出来次第、すみやかにお知らせいたします。

以 上